

令和年 月 日

受付印

※処理事項

通信用紙付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

法人番号

申告年月日

年 月 日

所在地

（本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記）

（電話）

事業種目

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

（ふりがな）

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

兆 十億 百万 千 円

法人名

（ふりがな）

（ふりがな）

代表者氏名

（ふりがな）

経理責任者氏名

前期末現在の
資本金等の額

兆 十億 百万 千 円

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の

道府県民税の
特別法人事業税

の予定申告書

※

事業税				道府県民税						
前事業年度の事業税額（63の金額）				⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業										
所得割額（64× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額（65× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑩						00
資本割額（66× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業										
収入割額（67× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										
所得割額（68× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額（69× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑭						00
資本割額（70× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑮						00
収入割額（71× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑯						00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業										
付加価値割額（72× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑰	兆	十億	百万	千	円	00
資本割額（73× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑱						00
収入割額（74× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑲						00
特別法人税	前事業年度の特別法人事業税額（85の金額）			⑳						00
	特別法人事業税額（20× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）			㉑						00
予定申告税額（9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+21）				㉒						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額				㉓						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒-㉓				㉔						00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				㉕						
前事業年度の法人税割額（36の金額）				①	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額（1× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				②						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額				③						00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③				④						00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数			⑤	兆 十億 百万 千 円 月					
	円× $\frac{⑤}{12}$			⑥						
この申告により納付すべき道府県民税額 ④+⑥				⑦						00
この申告の期間					・ ・					
前事業年度の期間					・ ・					
通算親法人の事業年度の期間					・ ・					
備考										
関与税理士署名		（電話）								

第六号の三様式（その3）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）「」

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名																								
前事業年度の事業税額の明細										前事業年度の法人税割額の明細																				
摘 要			課 税 標 準			税率 (100)		税 額			(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額			②6		兆 十億 百万 千 円 ()														
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																														
所得割	所得金額総額		③7		兆 十億 百万 千 円						法 人 税 割 額			②7																
	所 得 金 額		③8								道府県民税の特定 寄附金税額控除額			②8																
付加価値割	付加価値額総額		③9								税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額			②9																
	付 加 価 値 額		④0								外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額の控除額			③0																
資本金割	資本金等の額総額		④1								外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額			③1																
	資 本 金 等 の 額		④2								仮装経理に基づく法人 税 割 額 の 控 除 額			③2																
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業										租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額																				
収入割	収入金額総額		④3		兆 十億 百万 千 円						納付すべき法人税割額			③4																
	収 入 金 額		④4								②7-②8+②9-③0-③1-③2-③3 ③4のうち特別控除取戻税額等 に係る法人税割額			③5																
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業										差 引 法 人 税 割 額 ③4-②9-③5																				
所得割	所得金額総額		④5		兆 十億 百万 千 円						前事業年度の特別法人事業税額の明細																			
	所 得 金 額		④6								法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額		⑦5		兆 十億 百万 千 円 0.0															
付加価値割	付加価値額総額		④7								同上的に対する特別法人事業税額 (⑦5× / 100)		⑦6																	
	付 加 価 値 額		④8								法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額		⑦7		0.0															
資本金割	資本金等の額総額		④9								同上的に対する特別法人事業税額 (⑦7× / 100)		⑦8																	
	資 本 金 等 の 額		⑤0								法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額		⑦9		0.0															
収入割	収入金額総額		⑤1								同上的に対する特別法人事業税額 (⑦9× / 100)		⑧0																	
	収 入 金 額		⑤2								法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額		⑧1		0.0															
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業										同上的に対する特別法人事業税額 (⑧1× / 100)																				
付加価値割	付加価値額総額		⑤3		兆 十億 百万 千 円						合計特別法人事業税額 (⑦6+⑦8+⑧0+⑧2)		⑧3																	
	付 加 価 値 額		⑤4								仮 装 経 理 に 基 づ く 特別法人事業税額の控除額		⑧4																	
資本金割	資本金等の額総額		⑤5								租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額		⑧5																	
	資 本 金 等 の 額		⑤6								納付すべき特別法人事業税額 ⑧3-⑧4-⑧5		⑧6																	
収入割	収入金額総額		⑤7																											
	収 入 金 額		⑤8																											
合計事業税額 ③8+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8					⑤9																									
事業税の特定寄附金税額控除額					⑥0																									
仮装経理に基づく事業税額の控除額					⑥1																									
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					⑥2																									
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2					⑥3																									
⑥3の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																													
	所得割		⑥4		兆 十億 百万 千 円			付加価値割		⑥5											兆 十億 百万 千 円									
	資本金割		⑥6					収入割		⑥7																				
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																													
	所得割		⑥8		兆 十億 百万 千 円			付加価値割		⑥9		兆 十億 百万 千 円																		
	資本金割		⑦0					収入割		⑦1																				
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業																													
						付加価値割		⑦2		兆 十億 百万 千 円																				
	資本金割		⑦3		兆 十億 百万 千 円			収入割		⑦4																				